

厚生労働省北海道労働局発表

令和7年1月15日

厚生労働省北海道労働局

担 雇用環境・均等部企画課

企画課長 中川 美枝

当 課長補佐 岡 康登志

電話 011-709-2311 (内線 3575)

## 令和6年度「北海道政労使会議」を開催します ～物価上昇を上回る賃上げに向けた環境整備の取組強化に向けて～

地域経済の成長と分配の好循環を実現するためには、原材料価格やエネルギーコストのみならず、労務費上昇分に見合う原資の確保を含めた価格設定をサプライチェーン全体で定着させるとともに、生産性の向上を通じ、持続的・構造的な賃上げにつなげることが必要であり、そのためには、道内の中小企業・小規模事業者が適正かつ円滑な価格転嫁を進めるとともに、働き方改革の一層の推進に取組、生産性を向上させていくことが重要です。

このため、今般、北海道における地方版政労使会議を下記のとおり開催し、物価上昇を上回る道内企業の持続的・構造的な賃上げに向けた環境整備の取組強化に向けた機運の醸成を図るとともに、「共同宣言」を行うことを予定しております。

### 記

1 日時 令和7年1月22日(水) 10:30～12:00

2 場所 札幌市中央区大通西8丁目  
札幌ビューホテル大通公園 地下2階 ピアリッジAホール

### 3 議題

- (1) 物価上昇を上回る賃上げに向けた環境整備の取組強化共同宣言について
- (2) 出席者発言
- (3) 意見交換

※会議終了後、写真撮影を行います。

### 4 構成員

別紙のとおり

### 5 取材可(取材申込)

取材を希望される場合は、**1月21日(火) 17時まで**に、別添「北海道政労使会議取材申込書」に必要事項を記入し、メールにより申込み願います。また、「取材時における留意事項」を確認願います。

**【申込先】: 01kokin@mhlw.go.jp (北海道労働局雇用環境・均等部企画課)**

# 北海道政労使会議構成員一覧

(敬称略)

	名 称	役職・氏名
行 政	北海道	知事 すずき なおみち 鈴木 直道
	札幌市	市長 あきもと かつひろ 秋元 克広
	経済産業省北海道経済産業局	局長 すずき よういちろう 鈴木 洋一郎
	厚生労働省北海道労働局	局長 みとみ のりえ 三富 則江
使 用 者 団 体	北海道経済連合会	会長 ふじい ゆたか 藤井 裕
	一般社団法人北海道商工会議所連合会	会頭 いわた けいごう 岩田 圭剛
	北海道商工会連合会	会長 よしずみ あつお 吉住 淳男
	北海道中小企業団体中央会	会長 たかはし ひでき 高橋 秀樹
労働団体	日本労働組合総連合会北海道連合会	会長 すま ひとし 須間 等
金 融 機 関	株式会社北洋銀行	頭取 つやま ひろのぶ 津山 博恒
	株式会社北海道銀行	頭取 かねま ゆうじ 兼間 祐二
	一般社団法人北海道信用金庫協会	会長 はらだ なおひこ 原田 直彦
オブザー バー	公正取引委員会事務総局北海道事務所	所長 すずき よしひさ 鈴木 芳久

(別添)

**【送付先】メール：01kokin@mhlw.go.jp**

(1月21日(火)17時までに御連絡願います。)

令和 年 月 日

北海道政労使会議事務局 宛

## 令和6年度北海道政労使会議取材申込書

所属メディア	
来場予定時刻	時 分頃
御氏名 ※希望される方全員 を記載してください。	(ふりがな) 【記者・スチールカメラ・TVカメラ】
※該当する区分に○ をしてください	(ふりがな) 【記者・スチールカメラ・TVカメラ】
	(ふりがな) 【記者・スチールカメラ・TVカメラ】
御連絡先 ※緊急時の連絡のみ に使用します	(携帯電話番号等)

※取材に当たっては、裏面の事項に留意願います。

担当：厚生労働省北海道労働局

雇用環境・均等部 企画課

課長：中川

課長補佐：岡

電話 011-709-2311 (内線 3575)

「北海道地方版政労使会議」の取材時における留意事項

取材に際しては、以下の事項にご留意願います。

- 1 指定された場所以外の立入りはご遠慮ください。
- 2 カメラ撮り、音声録音は可能ですが、個人や企業が特定できるものの撮影・録音はご遠慮ください(個人や企業が特定できるものを撮影・録音してしまった場合については、消去または編集してください)。
- 3 カメラ撮り、音声録音は知事挨拶までといたしますので、知事挨拶終了後、いったん退室をお願いします。  
その後、共同宣言案が採択された後、写真撮影を行う際に、改めて呼び込みをいたします。
- 4 カメラの位置などについては、労働局担当職員との調整をお願いします。
- 5 腕章などプレス関係者であることを明示するものの着用をお願いします。
- 6 会場の駐車場を利用される場合は、有料となります。
- 7 発言の妨げにならないようご注意ください。
- 8 その他、労働局の職員の指示に従っていただくようお願いいたします。